

01 障がいのある皆さんへのサービス

●社会福祉課(役場1階) ☎823-9207 FAX.823-9627 Eメール.hukushi@town.kaita.lg.jp

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

サービス	身体障害者手帳・難病患者など	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
医療費助成制度	重度の障がい者(身体障害者手帳1、2、3級・療育手帳④、A、⑥)の保険診療の自己負担について助成。		精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級)の保険診療(通院のみ)について助成。
	[自立支援(更生・育成)医療] 障がいを除去または軽減するための医療費について助成。 (人工透析療法など)		[自立支援(精神通院)医療] 在宅の精神障がい者の精神通院医療費を助成。
特別児童扶養手当	重度または中度の障がいのある20歳未満の児童を監護している保護者に支給。 ・1級月額52,400円　・2級月額34,900円(令和4年4月現在)		
特別障害者手当	日常生活において常時特別の介護を必要とする重度の障がいがある在宅の20歳以上の人に支給。 ・月額27,300円(令和4年4月現在)		
障害児福祉手当	日常生活において常時介護を必要とする重度の障がいがある在宅の20歳未満の児童に支給。 ・月額14,850円(令和4年4月現在)		
重度心身障害者介護手当	手当の障害程度基準を満たす、5歳以上20歳未満の障がい児の保護者に支給。 ・月額3,000円または月額4,000円		
心身障害者扶養共済	障がい者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障がい者となった場合に、障がい者に支給。		
障害福祉サービス	障がい者の日常生活を援助し、自立を支援するためのサービスを提供。 (居宅介護、短期入所、施設入所、就労移行支援、就労継続支援など)		
障害児通所支援	障がいにより療育が必要な児童に対して行う給付。 (児童発達支援、放課後等デイサービスなど)		
地域生活支援事業	地域特性に応じて、障がい者の社会生活を援助するための支援。 (移動支援事業、配食サービス、訪問理美容サービス、自動車運転免許取得・自動車改造費助成、成年後見制度利用支援事業、訪問入浴サービスなど)		
補装具費の支給	身体障がいを補うための用具購入・修理費用の助成。 (補聴器、車椅子、義肢など)		
日常生活用具の給付	障がい者の日常生活がより円滑に行われるための用具購入費用の助成。 (入浴補助用具、ストマ用装具、住宅改修、聴覚障がい者用通信装置など)		
通所交通費助成	施設や事業所に通所している障がい者に通所交通費の一部を助成。(1日280円を上限)		
手話通訳者派遣	聴覚障がい者に手話通訳者を派遣。依頼は(一社)広島県ろうあ連盟へ。(FAX.252-0309またはEメール.hrren@do3.enjoy.ne.jp)		
要約筆記者派遣	聴覚障がい者などに要約筆記者を派遣。		
重度障害者福祉タクシー助成	対象となる重度障がい者が利用した福祉タクシーの利用料金のうち1回につき640円を限度に助成。 年間24枚(腎臓機能障害の身体障害者手帳1級所持者は年間48枚)を限度にタクシー乗車券を交付。		
相談事業	障がい者やその家族などの相談を受けています。		
	社会福祉課	☎823-9207【身体・知的・精神障がい者・障がい児】	
	保健センター	☎823-4418【精神障がい者・難病等患者】	
	海田町社会福祉協議会	☎820-0294【障がい者・障がい児】	
	社会福祉法人　柏学園	☎282-6500【障がい児】	
	障がい者相談員	【身体】 海老原 由訓　☎090-4699-7089　建道 哲郎　☎823-2322 【知的】 時松 愛　☎090-8993-9024	
その他	思いやり駐車場利用証交付、サポートファイルの配布、難聴児補聴器購入・修理助成、上下水道料金の減免、町営住宅への入居優先、高齢者等ごみ出し支援事業、NHK放送受信料の減免、障害基礎年金の受給、有料道路通行料金の割引、特別障害給付金、生活福祉資金の貸付、海田市駅駐輪場の登録利用料の減免、運賃割引、税制上の優遇など。		

※各サービスを受けるためには申請が必要で、障がいの程度や所得などの要件を満たす必要があります。くわしくは社会福祉課に問い合わせてください。